松での再会を約して閉会した。

公正な原発裁判を要求する決議文

私たち原告住民は，もう１５年も伊方原発に反対して運動をつゞけております。多大な犠牲を払い何故反対するのか。それは伊方原発が極めて危険なものだからであります。海や山に，もちろん地元住民のうえに，日夜の別なく死の灰は降りそそいでおり，一旦大事故があれば，逃げるにも逃げられない現状であります。そこで，愛媛県も伊方町も，明日にも起るかも知れない大事故に備え，防災計画なるものを作成しておりますが，このような，たんなる机上の計画で，地元住民を守れるなど誰も信じておらず，作成した行政当局自体が信用していないのでありますが，その元凶こそ，昭和４７年１１月３０日，誤った安全審査の判断に基いた，伊方１号炉の設置許可にあることはいうまでもありません。

そこで私たち，この元凶を取り除くため，公正な判断を裁判に求め，松山地裁の不当判決を不服として，高松高裁へ控訴してきたところであります。ところが昨年３月４日，宮本裁判長は突如として審理を打切り，そのご五度にわたる原告住民の弁論再開要求にも耳をかさず，又又判決日も一方的に決めてしまったのであります。

私たち裁判のことはよくわかりませんが，しかし，人の意見も十分にきかずして，公正な判断ができるものでしょうか。みんなに信頼されてこそ，真に裁判の権威があるのではないでしょうか。地元住民が怖れを抱くような裁判のあり方は，独裁者の恣意に従うファショ裁判といわれても仕方なく，裁判所自体が裁判の信用を損うものと，言わざるを得ないのであります。

ここに本集合の名において，過去の訴訟指揮に強く抗議し，今後の原発裁判において，再びこのようなことのないよう，強く要求いたします。

昭和５９年１１月２４日

公正な原発裁判を要求する住民集会

会計報告（'84. 10／29～11／28）

収入	
会　費	6,000
ニュース購読料	52,000
カンパ	4,000
資料代金	27,000
計	89,250
支出	
ニュース印刷代	31,000
振替手数料	240
郵送料	10,060
資料費	80,000
ゼロックス・リース料	14,300
弁護団現地集会参加費	100,000
弁護団高松出向費	30,000
計	266,200
差引	−176,950
積立金合計	1,720,521

伊方訴訟ニュース

第136号
1984年12月10日

伊方原発訴訟を支援する会
連絡先：〒530 大阪市北区西天満４－９－15第一神明ビル
藤田法律事務所内 ☎ 06－363－2112　口座 大阪 48780

公正な裁判を要求する住民集会

高松高裁の不当な訴訟進行に抗議

いかなる判決にも動じない決意を表明

高松高裁での控訴審判決を２０日後に控えた１１月２４日の夜，八幡浜市の勤労福祉会館で，「公正な原発裁判を要求する住民集会」が伊方原発設置反対八西連絡協議会（八西協）の主催で開かれた。

会場には，伊方町の原告，住民をはじめ，三崎半島の西端から，三崎町民会議の漁業者の皆さんが，好漁期の仕事を早く切り上げて参加。それに，磯崎の若人会の面々，八幡地区の労働者，松山市民の会や高松伊方訴訟を支援する会の代表など，１００人を越す人たちで会館３階の大広間は満員の盛況。取材の報道関係者も多数つめかける。

会は，２号炉訴訟原告の平井さんの司会で始った。最初に，斗い半ばで斃れた同志の人たち，原告団長だった川口さんはじめ，坪内さん，福野さん，畑山さん，鳥洲さん，それに大阪大学の岡村さん，たちに黙とうを捧げ参加者の静かな決意が会場を包む。

八西協事務局長の矢野さんが開会を宣した後，埼玉と東京の訴訟支援の会からの連帯の電文が披露。続いて２号炉訴訟原告でもある西園寺さんが，１２年にわたる裁判斗争の経過の概略を報告。（以下７頁に続く）

控訴審判決に際し

原告団に激励を

高松高裁の不当な一方的通告によって１２月１４日午前１０時半，控訴審判決が言い渡されることになりました。記者クラブへの裁判所からの連絡では，当日は，判決主文だけを裁判長が告げ，判決要旨さえ読まれないままに，３分ほどで閉廷されるとのこと。

結審強行以来の高松高裁の数々の不当な仕打ちに，原告ら現地の住民は，もはや，判決に対して何の幻想も抱いていません。

会員・読者の皆さん。さらなる斗いの決意を固めている原告団に，激励のメッセージを，短いもので結構ですから，下記あてお寄せ下さいますように。（Ｑ）

記

愛媛県西宇和郡保内町宮内（〒796—08）
矢野浜吉さん方　伊方原発訴訟原告団

２号炉訴訟

原告準備書面

１９８４年１０月５日提出（その２）

目　次

はじめに
（一）地震の巣がなぜか安全地帯と変わる錬金術
(1)伊予灘及び伊方二号炉敷地は「地震特定観測地域」
(2)二号炉周辺は大地震の巣ー被告が消した地震が示すものー
(3)土佐沖・南海沖の巨大地震と卓越周期ー「共振」がもたらす地盤の崩壊ー
(4)大崎委員も信用していないマグニチュードの切り下げ
(5)大地震の震源深さ３０キロ以上の説は根拠がない
(6)震源深さはゼロとするのが合理的審査である
（二）幻の中央構造線
ー中央構造線の評価なしには審査は成立しないー
(1)マグニチュード８以上の巨大地震が起こる
(2)中央構造線が宙を飛ぶ?!
(3)中央構造線は大活断層ー被告も否定しない伊方沖断層ー
（三）釈明を要する事項について

はじめに

被告の地震評価の基本的姿勢は，事物を客観的・科学的に判断するのではなく，無から有を作り出すようなキ弁で作成した文章を，あたかも合理的なものであるかのように見せる＝読ませる＝ことにある。

（一）地震の巣がなぜか安全地帯と変わる作文の錬金術

(1)伊予灘及び伊方二号炉敷地は「地震特定観測地域」

１９８３年（昭和５８年）５月，秋田県沖でマグニチュード7.7（以下，マグニチュードはMと記す）の地震が発生。この地震が起した津波によって折から遠足中だった小学生を初め多くの沿岸住民が死傷した。震源地は沖合１００キロだったが，津波に襲われた男鹿半島一帯は地震予知連絡会が指定した地震予知の「特定観測地域」であった。またこの大津波の発生は，震源の深さが５キロメートルと「極浅発地震」であったためである（甲１１号証ノ１）。

続いて本年８月７日，日向灘においてM7.2，震源深さ２０キロメートル（以下メートルは略）の地震が発生。本件２号炉に一番近い宇和島測候所で震度４を記録した。この日向灘は本件伊方２号炉地点を含む「伊予灘及び日向灘周辺」と指定された「特定観測地域」である（甲１１号証ノ２）。

更に，９月１４日，長野県玉滝村の近くの断層を震源とするM6.9，深さ１０キロ以下の極浅発地震が発生。土砂崩れで死者行方不明者合わせて２９人の犠牲者を出した。またこの２３時間後にもM6.4の地震が発生し二次災害が拡がった。証拠でも明らかな通り，この地震は東京大学地震研究所の松田時彦教授にとっては「予想外」なものであり，また別の学者も「M6.9級の地震の発生には断層（ズレ）の長さは３０キロあると思われるのに，今回は最初の本震で１２キロしかない。こんなに短くてこれだけ大きな地震を引き起したということは，断層のすべった変位が１～1.5メートルと異常に大きかったということです。それと２日目の朝のM6.4の余震といわれたものが，実は最初の地震を起した活断層の西端へ直交する形で約１０キロ延びている別の活断層のズレによって引き起されたと思われる。一つの活断層が他の活断層に誘発されて起きた，いわばペア地震だったわけで，その意味でも珍らしいタイプの地震だったわけです」と述べ，更に続けて「今回はすぐ近くの阿寺断層とは無関係だったようですが，この大きな活断層が動いたらさらに大きな地震になったでしょう」と語っている。しかし前述の松田教授らの作成になる東大出版会の「日本の活断層」なる活断層を図示した図表には，4年前の出版だったが，問題の部分は「空白」だったのである。ちなみに，右の松田時彦氏は，本件伊方二号炉の安全審査に際して調査員として従事していることを指摘しておく（甲１１号証ノ３及び同３の２，及び乙第４号証４１ページ）。そしてこの地域も又，「特定観測地域」だったのである。

以上のごとく国土地理院に設置された地震予知連絡会が，全国で９カ所に限って指定した「特定観測地域」に相次いで大地震が発生しており，日本列島における地震の活発化と，それ故に特定観測地域での新たな大地震発生の危険が迫っているのである。

ところで，この「特定観測地域」とは先に述べた通り，予知連絡会が１９７０年（昭和４５年）に決定したもので，その指定の条件として，①過去に大地震があって，最近大地震が起きていない地域　②活構造（活断層など）地域　③最近地殻活動の活発な地域　④社会的に重要な地域ーを挙げ，(1)北海道東部 (2)秋田県西部，山形県北部　(3)宮城県東部，福島県東部　(4)新潟県南西部，長野県北部 (5)長野県西部，岐阜県東部　(6)名古屋，京都，大阪，神戸地区　(7)島根県東部　(8)伊予灘および日向灘周辺の８カ所を特定観測地域に指定，南関東と東海の二地区がまとめて観測強化地域に指定，南関東と東海の二地区がまとめて観測強化地域とされている。そしてこの中で伊予灘および日向灘周辺の指定の理由として「この地域ではM７級の地震がしばしば発生している。この地域の地震活動はおよそ３０年～４０年くらいの間をおいて活発化する傾向がみられる。九州東岸には南上りの地盤活動が見られる」と評価されているのである（甲１１号証ノ４）。

しかし，被告は右事実について答弁書で「特定観測地域の範囲内にある」と認めるのみで（答弁書ｐ９），準備書面（二）及びそこに引用する証拠資料中にも特定観測地域の指定の内容について言及していないのである。

我が国は世界の陸地の0.3％にも満たない狭い陸地であるが，この狭い日本列島とその周辺だけで，実に全世界で発生した地震の一割が集中している地震国である。にもかかわらず，被告はなにゆえに，地震列島の中で特に地震の発生が高いと認められる伊予灘，そしてその中心部にある伊方地点に原発の立地を認めたのか。被告自ら「原子炉の設置にあたっては，これらの危険性が当該原子炉を取り巻く自然的立地条件によって顕在化することがないように十分配慮がなされなければならない」（被告準備書面（二）ｐ３）とするならば，なによりも先ず，特定観測地域への立

地は認められないーとするのが被告の根本的な立場のはずである。「少くとも特定観測地域だけははずすこと」という条件を満たした後に初めて次の段階の地盤，地震，耐震性がどうであるかという審査に入ることになるのである。しかし被告はこの最も必要な審査要件を無視し，その後に論ずべき調査事項にいきなり入っていき，その結果，「原子炉設置許可に際しての安全審査における自然的立地条件に係わる安全性の判断基準について，そして本件原子炉が右基準に照らして十分に安全に設置されると判断された根拠について順次主張」してしまったのである。これでは被告が答弁書において認めた「原子力委員会の立地審査指針」の「大きな事故の誘因となる事象が過去においてなかったことはもちろんであるが，将来においてもあるとは考えられないこと，また災害を拡大するような事象もないこと」（原告訴状ｐ１７～１９，被告答弁書ｐ８）を審査したことにはならないことは明白である。

右明らかにした点のみで，すでに被告の成した本件２号炉許可は誤っていることは明白となっているが，被告が準備書面（二）及びその提出証拠資料中に展開した審査内容とその結論は，余りにも非合理かつ非科学的なものに終始しているので，原告主張を更に補強する意味で，この被告らのズサンでデタラメな審査手法を，その主なものに限って明らかにする。

（二）２号炉周辺は大地震の巣ー被告が消した地震が示すものー

先ず，原告が本書面に添付した図表の説明を行う。同図表は本件原子炉周辺地域の地震発生の震央図である。第一図は被告が準

第１図　本件原子炉周辺地域の震央図

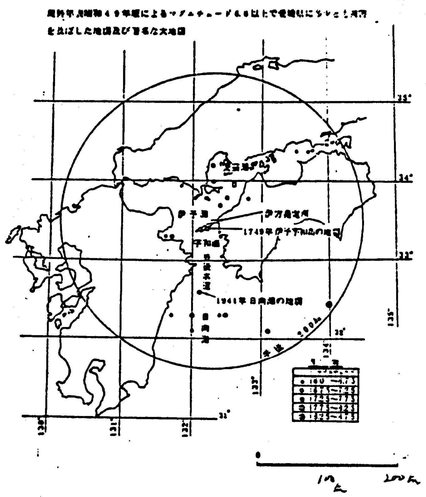

第２図　本件原子炉周辺地域の震央図

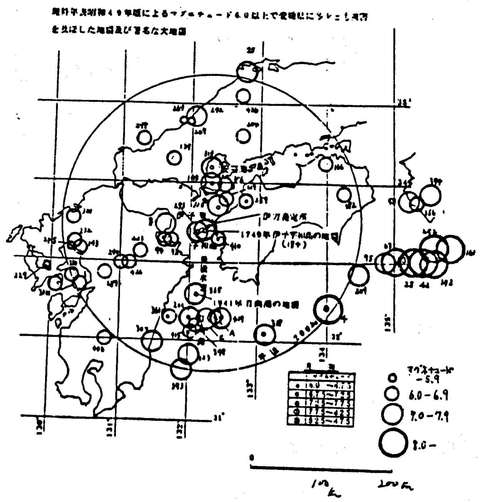

備書面（二）ｐ３４に添付した震央図であり，第二図は第一図と同じ図面を使用して５８年度版理科年表をもとに，中国，四国，九州及び四国，紀伊沖に発生した地震のうち，Ｍ5.

９以上の地震について１８８４年の土佐沖地震から１９７８年の島根県中部地震までを図表中に記入したものである。表示したＭの規模分類は同年表の分類法に従っている。但し，伊予灘近くで発生した１９８３年の国東半島地震Ｍ7.0（表示Ｂ）と今年日向灘で発生したＭ7.2（表示Ｃ）の二つは原告が加えて記入している。各地震についている表示番号は提出した証拠（甲１１号証ノ５）の理科年表中の地震番号に対応しているので，右番号で証拠と対応すれば，各地震の規模，及び被害概要，位置などがわかるので参照されたい。

さて，右の第二図によって明らかになる特長を列記すると次のごとくである。

ａ．本件２号炉が立地する三崎半島上に，１７４９年と１８５４年にＭ7.0の大地震が二度も発生している。

ｂ．三崎半島の延長上にある別府湾南岸ぞいに発生した１５９６年のＭ6.4と翌１５９７年のＭ6.9の二つの地震は，Ｍ7以下であるのに，二度とも湾内に在った島を陥没（ひきずり込む？）させるという大地変が生じている。

ｃ．本件２号炉地点を含む特定観測地域内（甲１１号証ノ４の図参照）には昨年，今年を含めるとＭ7以上の大地震だけでも１４回も発生しており，伊方地点はその中央部あたりに位置し，まさに地震の巣そのものである。

ｄ．そして，図中２５９の１８５７年Ｍ6.4の伊予松山地震から南へ西下りに九州熊本県三角半島の３の６７９年Ｍ6.7まで並ぶ地震の帯は，まさにこの帯上に重なる中央構造線と対応していると見える。

ｅ．これらの地震によって被告も「伊方地点を含む愛媛県周辺では歴史時代を通じて強震以上で約１８０年に一回，裂震以上で約４００年に一回及び激震以上で６００年に一回の割合で地震を経験している」（乙第１号証の１，６－５－１）と確認しており，被告のいう歴史時代とはいつからか定かではないが，図１に載せている土佐沖地震を最初にとっても，これまでに少くとも震度７以上の激震を二回以上，震度６の裂震を三回以上，震度５の強震を７回以上，伊方地点を含む周辺部が経験している。ちなみに，被告が２号炉敷地に及ぼす地震動として，安芸灘・日向灘地域の中で「これが最大だ」とあれやこれやと「計算」してみせた挙句に持ち出してきた，１９４１年のＭ7.4日向灘地震の伊方近辺（宇和島測候所）での震度は４の中震である。

さて震央図に戻ろう。被告作成の震央図と原告作成の図に書き込まれた地震の数は被告図面では１８個，原告図面では５５個であり対比にして１対３以上である。双方とも気象庁発行の理科年表をもとにしているが，被告は１９７４年度版を使用しており，１９７２年までの地震が載っているが，原告使用のものは１９８３年度版で１９８１年までの地震が載っている。しかし原告図面には先に述べた通り１９７２年以降は２つ加えただけである。従って被告が「まじめに」震央図を書けば原告作成のものと数個しか違わない震央図になるはずである。しかし被告にも「逃げ道」はある。「Ｍ６以上で愛媛県に多少とも被害を及ぼした地震及び著名な大地震」と断り書きがあるからである。だが，しかし，この被告の言い通りであれば，被告が第一図にのせなかった３０数個の地震は，どれひとつ愛媛県に多少なりとも被害を及ぼしておらず，ま

た当然にも「無名」のささやかな地震だということになるのである。これは事実であろうか。真赤なウソである。

先ず第一に，被告作成の第一図中にある伊方を中心とした半径２００キロの円線は一体何のためのものであるのか？　２００キロという距離が，地震や地震を語る上でどういう意味を持っているのかサッパリわからない。２００キロ離れさえすればどんな地震も被害ゼロにまで地震が減衰するということか。そうであれば，その根拠が必要であるが，被告主張にも提出証拠の中にもそれを示すものはない。例えば伊方より約３００キロ離れた地点で発生した１８５４年のM8.4南海沖地震で中四国に被害が出ているが（甲１０号証ノ６のページ１１５２）この事実まで否定するのか？　少くとも第一図には２００キロ以遠のものは被害を及ぼした地震も著名な巨大地震もひとつとして記されていないのであるから，この２００キロには何らかの地震学上の意味があるという被告からの主張が明らかにされなければならない。もしこの２００キロに意味も根拠もないとすれば，被告は何らかの意図を持って，あえて南海沖の巨大地震を切り捨てるために２００キロ圏を設定したことになるのである。

次に，被告作成の第一図に使用されたM階級の表示にも大きな疑問がある。原告は理科年表掲載の分類法に従い第一階をM5.9～M6.0とし，第二階をM6.9，同３をM7.9とし，最後に四階目をM8.0以上としている（甲１１号証ノ５地１９９の図）。ところが，被告は同じ理科年表によるとしながら，第一段階は6.0から始まり，なぜか6.７５で第一段階が終り，次の第二段階は今度は0.5上った7.２５で終り，8.７５まで0.5ずつMが増して五段階に分けてあり，点ほどにしか見えない円の中にややこしい線引き印を入れてある。一体この分類法はどこから持ってきたのか？　少くとも被告の使用した昭和４９年度版の理科年表には見ることのできない分類法である。理科年表によるとしながら分類法だけはどこか外国の分類法でも突然に持ち込んだのであろうか。

更に奇妙なことには，２号炉と同じ被告が，１号炉裁判控訴審で「理科年表４７年度版による」として使用した図表（本書面第三図）ではM階級はM６から，こんどはなぜかM6.6で始まり，二段階からは0.5ずつ上り，M7.8までの四階級になっており，こちらは丸や三角・黒丸等で分類してある。はてさてこの分類法はどこから拾ってきたのか？　もちろん同理科年表には見られない分類法である。「理科年表による」としながら，分類法だけは被告独自で年々に改良？　を重ねているのであれば，それが学問上，また裁判証拠として耐えうる科学的・客観的根拠を示す必要がある。しかし被告はこれまでの主張と証拠の中で全くその根拠も出典も明らかにしていないのである。

ところがである。この分類法を原告使用の理科年表の分類法，被告が１号炉で使用した分類法，本件２号炉の第一図の分類法の順に従って見てみると，原告の理科年表分類法によると，伊方２号炉の立地する三崎半島上のM７の二つの地震は同分類では四階級の上から二つ目の級に入っている。そして被告１号炉控訴審の分類法ではなぜか上から三番目の級に入り，本件２号炉裁判使用の分類法ではなんと上から四番目に陥落しているのである。

最早疑う余地はない。被告らは「理科年表による」とわざわざ注解を付しながら，その実，伊方の至近距離に発生した大地震をいかに小さく見せるかという思念にとらわれるあまりに，同年表にもとづかない分類法を勝手に使用して，そしらぬ顔で，あたかも理科年表に使用されている公認の分類法であるかのようによそおったのである。（以下次号に続く）

（１頁から続く）　その中で西園寺さんは陳情の際に会った内田安全審査会長との問答から，安全審査が予想外にいい加減なものであることを知り，そのことが科技庁への異議申立から松山地裁への提訴の原動力だったこと，そして松山地裁や高松高裁での審理や，住民の手で進めている２号炉訴訟を通して，住民の素朴な疑問の正しさを，ますます確信するようになったことを報告。

続いて弁護団の報告に移り，最初に久米補佐人から，約１０日前に米国のフィラデルフィアで開かれた「TMI事故の被曝線量評価研究会」の経緯と経過の報告があった。その中で，この研究会に招かれた京都大学の瀬尾さんが，米国政府の公式発表に疑問をいだいて問題提起した背景に，弁護団はじめ，伊方訴訟の原告，住民を支持する人たちの努力があったことや，TMI原発周辺地域の一主婦が，事故時の風下地域で発ガン率が８倍も高いことを，同研究会で感慨をこめて報告した模様などが報告された。

続いて，愛媛大学在学中に伊方の現地斗争にも関わった菊池弁護士が，高松高裁の異常な訴訟指揮について報告。瀬尾さんはじめ，８名に絞った原告側の重要証人を，国側の要求を入れて必要なしと却下した異例の決定からは，原告不適格の門前払いの判決しか予想できないこと。しかし，福島原発訴訟の判決から見ても，門前払いはあり得ないとすると論理的には原告勝訴以外に考えられないが，いったいどういう判決を示すのか，と，弁護団の予想を越えた異様ぶりが報告された。

最後に藤田弁護団長が立ち，先立たれた同志の皆さんへの追悼のことばを述べた後，伊方の住民の熱意にほだされて先例のない原発裁判を引き受けた経緯や，松山地裁での証人尋問を通じて，安全審査を担当した学者たちの意外なお粗末さを知った有様を報告。そして，居たたまれなくなった国側が，門前払いの要求へと方針転換し，最後には，裁判長を交替させるというウルトラCによって，一審敗訴に至った経緯も報告。

しかし「真実は執拗なり」で，できるだけ早く最高裁に送ろうとした高松高裁の意向もTMI事故によって打ちくだかれた。そして再び苦境に立った国側を救うための，前例のない結審の強行，さらには５度にわたる弁論再開要求を拒否したままの１年９ヶ月の空白に言及し，穏やかな話しぶりの中に，一方的な判決日指定を受けて高松に向わねばならない弁護団の怒りと苦悩を表明して終った。

続いて磯崎の兵頭さんと三崎の升本さんがそれぞれ，農民と漁民を代表して，伊方原発を追い出し，安心して生産できるまで斗うと言葉少なにきっぱりと表明。愛媛総評の事務局長，松山市民の会と高松の支援する会の代表から激励のあいさつがあった後，原告団を代表した大沢さんが，これまでの苦斗，裁判所の不当さ，そしてこんごの斗いの決意を切々と訴えた。集会は最後に，下記の決議文を全員の拍手の中で採択し，１２月１４日，高